

開発行為許可申請等手数料の納付方法

1. 期間別納付方法

- (1) 令和8年3月31日まで
島根県収入証紙による納付
- (2) 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
島根県収入証紙、しまね電子申請サービスの電子決済、納入通知書による納付
※収入証紙による納付は、収入証紙が貼付された申請書等が9月30日までに県に到達したものに限りです
- (3) 令和8年10月1日から
しまね電子申請サービスの電子決済、納入通知書による納付

2. 納付方法の確認

島根県収入証紙による納付の場合は、収入証紙を貼り付けた申請書等に添付図書を添えて提出してください。収入証紙が貼り付けられていない申請書等が提出された場合、県受付窓口到達した段階で、県担当者から許可等申請者（担当者）に納付方法を照会しますので、いずれかの方法を選択してください。

- (1) しまね電子申請サービスの電子決済での納付
島根県都市計画課より許可等申請者（担当者）あてに電子メールにて、申請フォームのURLを送付しますので、必要事項を入力の上、申請してください。
納付確認はシステム上で行いますので、連絡は不要です。
- (2) 納入通知書での納付
申請書等を提出した市町村を管轄する島根県土木部所属の地方機関窓口より、許可等申請者（担当者）あてに郵送にて納入通知書を送付します。金融機関窓口またはコンビニエンスストアで現金納付するか、Pay-easy（ペイジー）によりインターネットバンキング、ペイジー対応ATMにて納付してください。
手数料納付後、納入通知書を発行した地方機関窓口あてに領収書（写）を電子メールまたは郵送にて送付してください。

3. 留意事項

電子決済及び納入通知書による納付の場合、手数料の納付確認後、書類審査に入りますので、速やかな納付をお願いします。なお、電子決済による納付の方が納付依頼から納付確認までの期間が短くできますので、積極的にご利用ください。